

認可保育所入所および継続利用にあたって

認可保育所は、家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設であり、入所するためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育の必要性の認定には、保護者が下記の認定事由のいずれかに該当していなくてはなりません。

また、入所後に認定事由に該当しなくなり、他の事由にも該当しない場合には、保育所を利用できなくなります。

なお、認定内容に変更がある場合（就労先が変更となった等）は、届出が必要となりますので、変更がある場合は、入所している保育所または役場子育て支援課へご相談ください。

記

【保育の必要性の認定事由】

- ①就労している、又は自営業である
- ②妊娠中であるか、又は出産後間がない（産前8週、産後8週まで）
- ③保護者の病気、負傷、又は精神もしくは身体に障がいをもっている
- ④同居又は入院・入所する親族の常時介護、看護を要する
- ⑤求職活動（起業の準備を含む）を行っている（入所後3ヵ月まで）
- ⑥就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）をしている
- ⑦育児休業取得時に、既に入所している児童がおり継続入所を要する
- ⑧震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたる
- ⑨その他前各号に類する状態にあること

以上

〔 森町立森保育所 2-2579 森町立新川保育所 2-2543 〕
〔 森町立尾白内保育所 2-2969 役場子育て支援課子育て支援係 7-1108 〕